

○火葬場及び清掃センター等管理運営業務委託等からの暴力団等排除対策要綱

（平成20年5月1日告示第1号）

（最近改正 平成26年3月19日告示第1号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、日向東白杵広域連合（以下「広域連合」という。）が行う火葬場及び清掃センターの管理運営業務委託の契約に係る事務等に対する暴力団及び暴力団員による暴力、脅迫等手段の行使、当該手段の行使による要求又はその他不当な介入を排除し、当該運営管理業務の円滑な執行を図るための措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団
- （2）暴力団員 法第2条第1項第6号に規定する暴力団員

（照会）

第3条 広域連合長は、警察関係機関に対し、次に掲げる業者（法人その他の団体又はその役員若しくは従業員個人をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員に該当するか否かを照会することができるものとする。

- （1）広域連合に対し、指名選定願いを提出した業者
- （2）広域連合が行う入札に関し、指名候補となる業者（以下「指定候補業者」という。）
- （3）広域連合が行う入札に関し、指名を受けた業者（以下「指名業者」という。）
- （4）広域連合が契約締結しようとする相手方の候補となる業者（以下「契約候補業者」という。）
- （5）広域連合が既に契約を締結した相手方である業者
- （6）前各号に掲げるもののほか、広域連合の契約締結及び履行に関係する業者

2 広域連合長は、前項の業務を明確にするため、予め警察関係機関と協議し、その結果を文書に取りまとめておくものとする。

（排除措置）

第4条 広域連合は、前条第1項各号に定める業者が暴力団又は暴力団員に該当すると認められる場合は、当該業者に対し次に掲げる排除措置を行うことができる。

- （1）当該業者が指名候補業者であるときは、指名業者としないものとする。
- （2）当該業者が指名業者であるときは、その指名を取り消すものとする。
- （3）当該業者が契約候補業者であるときは、契約取消事由に該当するものとし、契約を締結しないものとする。
- （4）当該業者が既に契約をした相手方であるときは、契約書に定める契約の解除条項に該当するものとし、当該契約を解除するものとする。

（排除措置の解除）

第5条 前条の措置については、当該業者が暴力団又は暴力団員に該当しなくなったと認められるときに限り、広域連合長は当該措置を解除することができるものとする。なお、契

約解除を行ったものについては、これを復帰しない。

（連絡会議）

第6条 広域連合長は、関係機関による連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 前項の連絡会議は、各関係機関の長の指定する職員をもって組織する。
- 3 会議及び会議の内容は、原則として非公開とする。
- 4 連絡会議の事務は、広域連合事務局において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めのない事項については日向市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年日向市告示第3号）に準じる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵ごみ処理広域化推進協議会設置要綱

（平成25年5月13日告示第2号）

（最近改正 平成26年3月19日告示第2号）

（設置）

第1条 広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）のごみ処理の広域化を推進するにあたり、課題等の検討を行うため、日向東臼杵ごみ処理広域化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を広域連合長に報告するものとする。

- （1）ごみ収集方法及び収集体制の統一化に関すること。
- （2）バイオマス資源の有効利活用に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、ごみ処理広域化に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）住民代表
- （3）関係行政機関代表

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、広域連合長が招集する。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の審議を円滑にするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は関係市町村の環境行政担当課長及び広域連合事務局長をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、幹事の互選によって定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、広域連合事務局総務係において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

申し合せ事項

一般質問の提出期限について

一般質問の提出期限は、議会運営委員会開催日の午前10時とする。
(郵送、持参、ファックスいずれでも可)

(議会運営委員会 平成15年11月18日)

一般質問の方法について

- ① 質問時間は、20分とする。
- ② 1回目の質問については、通告している質問項目すべてについて質問する。
- ③ 2回目以降の質問は、持ち時間(20分)の範囲内で何回でも質問することができる一問一答方式とする。

(議会運営委員会 平成25年1月31日)

議案質疑の提出期限について

議案質疑の提出期限は、議会開催日前々日の正午とする。

(議会運営委員会 平成20年2月27日)